

令和 5 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 5 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 3 9 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 5 年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 5 号 赤平市税条例の
一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 赤平市高等学校
等通学費等支援条例の一部改正に
ついて
- 日程第 8 議案第 7 号 赤平市学校給食
費の管理に関する条例の一部改正
について
- 日程第 9 議案第 8 号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 9 号 赤平市介護保険
条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 号 財産の取得につ
いて
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号 市道の廃止につ
いて
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 令和 5 年度赤平
市一般会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 赤平市農業委員
会委員の任命について

- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 赤平市農業委員
会委員の任命について
- 日程第 2 5 報告第 3 号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 5 年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 5 号 赤平市税条例の
一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 赤平市高等学校
等通学費等支援条例の一部改正に
ついて

- 日程第 8 議案第 7 号 赤平市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9 号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10 号 財産の取得について
- 日程第 12 議案第 11 号 市道の廃止について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 5 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 14 議案第 13 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 14 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 15 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 16 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 18 議案第 17 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 18 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 19 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 21 議案第 20 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 21 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 23 議案第 22 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 議案第 23 号 赤平市農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 報告第 3 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○出席議員 10 名

- 1 番 木 村 恵 君
- 2 番 今 野 宙 君
- 3 番 丸 山 勝 正 君
- 4 番 渡 部 修 之 君
- 5 番 安 藤 繁 君
- 6 番 若 山 武 信 君
- 7 番 伊 藤 新 一 君
- 8 番 北 市 勲 君
- 9 番 御家瀬 遵 君
- 10 番 竹 村 恵 一 君

○欠席議員 0 名

○説 明 員

- 市 長 畠 山 涉 君
- 教育委員会教育長 高 橋 雅 明 君
- 監 査 委 員 目 黒 雅 晴 君
- 選挙管理委員会委員長 河 西 広 美 君
- 農業委員会会長 中 村 英 昭 君
-
- 副 市 長 永 川 郁 郎 君
- 総 務 課 長 林 伸 樹 君
- 企 画 課 長 成 田 博 之 君
- 財 政 課 長 丸 山 貴 志 君
- 税 務 課 長 坂 本 和 彦 君
- 市民生活課長 斎 藤 政 弘 君
- 社会福祉課長 高 橋 脩 君
- 介護健康推進課長 千 葉 睦 君
- 商工労政観光課長 磯 貝 直 輝 君
- 農 政 課 長 安 原 敬 二 君
- 建 設 課 長 清 水 亘 君
- 上下水道課長 柳 町 隆 之 君
- 会 計 管 理 者 山 口 正 己 君
- あかびら市立病院事務長 杉 浦 圭 輔 君
-
- 教 育 学 校 教 育 委 員 会 尾 堂 裕 之 君
- 課 長

〃 社会教育課長 梶 哲也 君

監査事務局長 西井芳准 君

選挙管理委員会事務局長 林 伸樹 君

農業委員会事務局長 安原敬二 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井明伸 君

〃 総務議事担当主幹 渡邊敏一 君

〃 総務議事係長 伊藤千穂子 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（竹村恵一君） これより、令和5年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番今野議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から23日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から23日までの9日間と決定いたしました。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は20件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和5年第1回定例会以降令和5年6月14日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出席状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、令和5年度石狩川水系空知川総合水防演習について申し上げます。6月3日、北海道開発局、北海道及び赤平市を含む空知川流域8市町の主催による令和5年度石狩川水系空知川総合水防演習が滝川市の河川敷において実施されました。本演習は、上川、空知管内の空知川流域における洪水などの災害に備え、広域的な防災関連機関の密接な連携と水防に対する技術の向上と意識の高揚を図るとともに、地域住民の理解と協力を深めることを目的としております。当日は、災害を想定した関係機関との連絡、連携訓練や各市町の消防団、陸上自衛隊などによる水防工法訓練など様々な訓練が行われたところであり、水防意識の高揚にもつながったところがあります。なお、情報伝達訓練の一環として地域内にいる皆様の携帯電話に空知川で氾濫のおそれ、赤平市付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります旨の緊急通報メールを配信したところありますが、赤平市民皆様への十分な事前周知などをしておらず、ご迷惑と混乱を招いてしまったことに対し、主催者といたしまして深くおわび申し上げます。

次に、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。5月17日に令和5年春季北海道市長会定期総会が帯広市で開催されました。急速に進む人口減少と超高齢化の進行に的確に対応していくため、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国と地方がそれぞれ第1期及び第2期総合戦略を策定して少子高齢化対策や東京圏一極集中の是正などに取り組んできたところでもあります。このような中、国においてデジタル田園都市国家構想が示さ

れました。同構想の下策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略においては、社会情勢の大きな変化を受け、東京圏の過度な一極集中の是正や多様化を図ることとされており、その実現に向け、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化、深化させていくことが求められており、その対応に万全を期すべく地方創生に関する決議を採択したところであります。また、急速に進む少子高齢化社会に対応した福祉、医療サービスの充実や地域経済の振興など地域住民の安全と安心を確保するため、地方行財政、社会保障制度改革、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択されたところであります。続いて、6月7日に第93回全国市長会議が東京都で行われ、詳細は省略いたしますが、こども・子育て施策の充実強化に関する決議、物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議、デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議、国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議、都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議、東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議の6項目につきまして採択されましたことをご報告申し上げます。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。平成27年度から本格的にスタートしたふるさと納税ですが、これまで赤平市に縁のある方をはじめとする全国各地の皆様から多くのご支援をいただいております。令和4年度につきましては、前年度を上回る約5万6,200件、13億9,400万円ものご寄附をいただき、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。全国の皆様からいただいた心温まるご寄附につきましては、本市のまちづくりのために大切にさせていただくとともに、事業者皆様と一層連携し、返礼品となる特産品等のPRも積極的に行い、今年度もご支援いただけるよう努めてまいります。

次に、らんフェスタ赤平2023について申し上げます。今回で20回目の節目となるらんフェスタ赤平

2023は、4月14日から16日までの3日間にわたり総合体育館を会場として4年ぶりに開催されました。全道の蘭愛好家の皆さんが丹精込めて育てられた多種多様な蘭322鉢が会場を埋め尽くしました。今年の特別展示は、世界初の青色コチウラン、ブルージーンを展示し、神秘的な雰囲気と圧倒的な存在感で来場者の目と心を魅了いたしました。会場入り口には、ウエルカムフラワーやお花のゲートで飾り、お客様をお迎えし、会場内は蘭の展示のほかにも生け花の展示やお子様にも人気の駄菓子コーナー、筆ペンを使った似顔絵パフォーマンスもあり、特設ステージでは毎年好評の江尻光二氏による講演会や和太鼓と三味線の演奏でお楽しみいただけただけではないかと感じております。また、入り口横の喫茶コーナー、中空知7市町の協力の下、中空知の食と観光物産フェアを特設会場にて同時開催し、大いににぎわいを見せたところであります。最終日の日曜日は、みぞれ交じりの悪天候でしたが、久々の大きなイベントということもあり、3日間で合計5,465人の方にご来場いただき、蘭の観賞やイベント、食を楽しみ、赤平を満喫していただけたのではないかと考えております。この間会場の設営から撤収まで、当日のお客様への対応など、実行委員会をはじめ、多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力によりまして盛会のうちに終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。

次に、交通安全運動について申し上げます。春の全国交通安全運動は、5月11日から20日までの10日間、市民の皆様のご協力の下、交通安全旗の設置をはじめ、延べ1,052名の方にご参加いただき、早朝交通安全街頭啓発を行ったところでございます。本市では、現在交通事故死ゼロの日が950日を経過したところでございますが、引き続き交通事故防止の徹底、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、市内小中学校の卒業式及び入学式についてであります。卒業式は、小学校が3月18日、中学校が3月11日に行われ、小学校では46名の児童、中学校では63名の生徒が思い出を胸に学びやを後にしました。また、入学式は4月6日に行われ、小学校では44名の児童、中学校では42名の生徒が新たな希望を抱き入学したところであります。なお、赤平幼稚園においては、卒園式が3月15日に行われ、11名が卒園し、入園式が4月10日に行われ、7名が入園したところです。

次に、令和5年4月1日付教職員人事の異動についてであります。本年度は退職者3名を含む転出教職員8名に対して自校昇任者1名、新採用1名を含む転入教職員12名を受け入れたところです。

次に、学級編制の状況についてであります。3月の定例会におきまして令和5年度の児童生徒数及び学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在の状況につきまして申し上げます。小学校においては、児童数が249名で、普通学級10学級、特別支援学級5学級の合計15学級となり、中学校においては生徒数が142名で、普通学級5学級、特別支援学級3学級の合計8学級となったところです。また、赤平幼稚園の編成状況につきましては、3歳児7名、4歳児8名、5歳児6名の合計21名で、昨年度に引き続き3歳児と4歳児複式の2学級となったところです。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査についてであります。今年で16回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、国語、算数、数学及び今回初めて実施の中学校英語のうち

聞くこと、読むこと、書くこと調査が4月18日に、残りの話すこと調査が5月19日に分散実施されました。今後につきましては、例年同様市内の小学校2年生から中学校3年生までを対象とした標準学力検査の結果と併せて把握、検証し、学校現場と連携しながら赤平市の学力向上策を講じてまいりたいと考えております。

次に、総合戦略事業の実施状況等についてであります。人材育成・定住促進奨学金につきましては、本年度の申請者18名で、4月28日開催の第5回教育委員会及び5月30日開催の第6回教育委員会において審議し、申請者全員の決定を行ったところであります。決定者の内訳は、高校生1名、専門学校生7名、国公立大学生1名、私立大学生9名で、継続者と合わせると奨学生は55名となったところです。高等学校等通学費等支援事業につきましては、5月中旬に対象者と思われる保護者宛てに申請の勧奨通知を行い、申請を受付後、順次支出手続を行っているところであります。中学生対象の公設学習塾につきましては、年度当初に募集を開始し、登録生徒数が現在33名となっており、5月17日から授業を開始し、年度間において34回開設する予定であります。

次に、小学校の運動会及び中学校の体育大会についてであります。赤平小学校の運動会が6月3日に、赤平中学校の体育大会が5月26日に開催されました。小学校は、多少天気の影響を受けましたが、予定どおりに無事開催することができ、児童生徒は仲間と共に協力し合い、各種目において元気いっばいに全力で取り組んでいました。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、社会体育関係についてであります。虹ヶ丘球場、市営テニスコート、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、翠光苑パークゴルフ場の屋外体育施設については5月1日に、市民プールにつきましては6月1日にオープンをいたしました。また、北翔大学との包括連携協定事業として5月28日に市内の小中学生を対象としたこども体力測定会・走り方教室を開催いたしました。当日は、天候にも恵

まれ、36名の参加により実施いたしました。赤平小学校グラウンドで50メートル走とソフトボール投げを行い、その後総合体育館において6種目の体力測定を行いました。大学教授並びに学生の指導、協力の下、無事終了し、今後の子供たちの体力向上に寄与することを期待するところであります。

次に、東公民館関係についてであります。5月30日にタンポポ綿毛アートを実施し、タンポポ綿毛をドライフラワーに仕上げる手工芸を6名の参加により楽しんでいただきました。また、6月5日から7月3日までの毎週月曜日に5回にわたり音楽に合わせて運動が苦手な方でも安心して参加できるリズムウォーキングを開催し、13名のご参加をいただいたところであります。

次に、図書館関係について申し上げます。移動図書館を文京生活館にて毎月第2、第4金曜日の2回実施しているところです。また、小学校におきましても実施しており、図書に対する関心を深めていただいているところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告させていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 日程第5 令和5年度所信表明演説を行います。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] I はじめに

令和5年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、市政運営に関する所信を述べさせていただきます。

このたびの赤平市長選挙において市民皆様からのご支援をいただき、再び市政の先頭に立たせていただくこととなりました。

私は、4年前の就任以来「市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立」を訴えてまいりましたが、重要なのは「住民・関係者の合意を得るための対応」、すなわち「住民の合意形成」にあると考えています。それは、政策類型によっては合意形成の難易に差が生じていることや、実際に「合意」を得る以上に「合

意形成の努力」が必要であることなどがあげられると思います。

私は、政策的な事業が必要な場合は、事業の決定過程の透明化を図るべく、積極的に情報提供し広く理解と問題意識の共有を求め、さらに市民皆様との合意形成に最大限取り組み「信頼の市政」を実現してまいります。

II 主な施策

1 第6次赤平市総合計画

(1) 健やかな暮らしをともに支え合うまち

健康づくりの推進につきましては、市民の生活習慣病の予防・早期発見を目的とした特定健診やがん検診を実施し、必要な人が医療や生活習慣改善につながるよう未受診対策に努めてまいります。

また、食生活改善、血圧管理に関する啓発を行い、生活習慣病の発症や重症化予防に努めてまいります。

引き続き、保健師の地区担当制を推進するとともに、保健師・栄養士等の専門職による生活習慣の改善に向けた支援をし、地域の方と一緒に健康づくり、介護予防に取り組んでまいります。

地域医療の充実につきましては、人口構造の変化や医療ニーズの変化にあわせた持続可能な医療サービスのあり方を検討し、安全で安心な医療が受けられる環境を整えてまいります。

慢性的に不足している医師、看護師等医療従事者の人的体制の充実を図るとともに、医療と保健、福祉との連携を深め、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

また、医療圏など近隣の医療機関との連携・協力を継続し、救急医療、高度医療や専門的医療等への対応を図り、急性期医療から慢性期医療や在宅医療等へ切れ目のない良質な医療サービスの提供を目指してまいります。

地域福祉の充実につきましては、高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯で自力での除雪が困難で、支援する親族もいない世帯を対象とした「除雪費助成事業」を引き続き実施してまいります。

子育て支援につきましては、経済的支援の充実を図り、「子ども医療費無料化」、「出産・子育て応援給付事業」を継続するとともに、「学校給食費」を早期に「無償化」を実施すべく関係機関と調整を進め、子育て世帯への支援を拡充いたします。

さらに、保護者の経済的負担の軽減などを目的として、高等学校等に在学する生徒等1人につき、現在月額7,000円を交付している「高等学校等通学費等支援事業」の増額を図り、子育て世帯への支援を拡充します。

赤平小学校内に開設しました放課後子供教室において、保護者が就労等により不在な留守家庭児童をお預かりする「あかびら児童クラブ事業」を一体的に行い、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めてまいります。

出産の支援につきましては、産後の体調不良や育児不安のある産婦に、心身のケアや育児に関する指導等を行う「産後ケア」を実施し、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ります。

また、安心して子育てができるように、緑ヶ丘第一団地に「子育て世帯向け住宅4戸」を整備してまいります。

ひとり親世帯の支援につきましては、子どもが小学校、中学校、高等学校等へ入学する際の入学支度金助成を継続するほか、民間賃貸住宅に入居している場合には、家賃の一部を「まごころ商品券」で交付し、ひとり親世帯への経済的負担を減らすよう支援を継続してまいります。

児童虐待や経済問題、家庭関係など、子どもの養育や家庭生活に関する相談に対しましても、困難を抱える家庭への対応・支援の充実を図ります。

高齢者支援の充実につきましては、介護予防の推進を図り、地域サロン等、通いの場のリスト作成やホームページへの掲載など、介護予防活動に関する情報の発信に努め、コロナ禍による心身機能の低下や社会参加への回復に向け取り組んでまいります。

また、新たに介護予防に加え、筋力や活力が衰えるフレイルの対策として、高齢者の保健事業と介護

予防の一体的な実施に向け、関係各課が連携し、取り組んでまいります。

認知症対策の推進につきましては、認知症サポーター養成講座や認知症ステップアップ講座を開催し、認知症に対する知識と理解の普及を図り、地域の実態把握のための訪問活動も継続してまいります。

コロナ禍の影響で減少した生活支援の担い手であるボランティア「エリアサポーター」の活動機会拡大に向け、引き続き、生活支援コーディネーターを中心に育成、支援してまいります。

聴力の低下により日常生活に支障がある在宅の高齢者につきましては、「補聴器購入費用助成事業」を継続し、コミュニケーションの確保とともに、ひきこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促してまいります。

障がい者支援の充実につきましては、障がいをもつ方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握して、計画的な相談支援を行ってまいります。

障がい程度の重度化・高齢化や親亡き後の地域生活に備えるとともに、障がい者やその家族の対応を行ってまいります。

手話の普及啓発につきましては、手話奉仕員の研修会や派遣事業等により、手話を必要とする市民が安心して生活できるよう環境を整え、市役所の各窓口には専用タブレットを配置し、相談や手続き等をスムーズに行える遠隔手話サービスも引き続き実施してまいります。

(2) 安全・安心で快適に暮らせるまち

移住・定住の促進につきましては、市営住宅の適正管理に努め、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、老朽化が著しい公的住宅の計画的な建替えや改善・修繕の実施により、良質な住宅ストックの形成とともに、適正な供給戸数の確保を目指し、住宅セーフティネットづくりを進めてまいります。

既存の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修を行うとともに、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めるほか、入居率の低い住棟については棟別移転集約を進め、平和団地、曙西団地の除却を行ってまいります。

また、「長寿命化型改善事業」として、住環境の改善や建物の延命化を図るため新光団地や緑ヶ丘第一団地などの計画的な改修に努めてまいります。

さらに、省エネルギー性能向上のため、「脱炭素社会対応型改善事業」として、緑ヶ丘第一団地で照明器具のLED化を行ってまいります。

公的住宅での若者が住みやすい環境づくりにつきましては、東大町団地の換気設備やインターネット環境を整備してまいります。

民間住宅につきましては、住宅の選択肢拡大を図り、若年世帯等の移住・定住を促進するため、「民間賃貸住宅建設助成事業」、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」を継続してまいります。

また、安心して住み続けられる住まいづくりと、住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を継続してまいります。

空き家バンク事業につきましては、「あかびら住みかエール」のウェブサイトによる売買や賃貸の物件が紹介されており、ご成約件数が伸びていることから、空き家のさらなる有効活用を図り、移住定住の促進につなげてまいります。

移住者への支援につきましては、申請が増えている「民間賃貸住宅家賃助成事業」をはじめ、「移住定住促進就職祝金」、「人材育成・定住促進奨学金制度」による奨学金の返還金免除を継続し、市内への移住・定住と雇用の確保を図ってまいります。

環境衛生の充実につきましては、じん芥収集車を購入し、適正に配置することで、市民生活から排出されるごみを、効率的、かつ安全に収集業務を行い、廃棄物の減量化、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R推進にも努めてまいります。

さらに、し尿や汚泥を搬入している、し尿貯留施設につきましても、建物の延命化を図りながら施設のあり方について検討してまいります。

上水道・下水道の保全につきましては、人口減少に伴い給水人口が減ってきており、必要とされている水道施設も老朽化が進んでいることから、計画的な老朽管の更新に努めてまいります。

上水道につきましては、アセットマネジメントを取り入れた経営戦略に基づいて、中長期的な視点に立ち、ライフサイクルを勘案した、効率的かつ効果的な水道施設の管理運営と安定した水の供給に努めてまいります。

また、将来の水道の健全な経営を図るため、施設の方向性を含めて検討してまいります。

下水道につきましては、「公共下水道事業計画」における汚水管渠の整備が進められ、浸水被害低減と施設の老朽化に伴う、雨水管渠の整備を進めてまいります。

また、昨年度に移行された公営企業会計につきましては、引き続き経営の効率化と経営基盤の強化に努めてまいります。

道路・公共交通の整備につきましては、市道の安全な通行確保や住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、北文本通の通学路整備と経年劣化した車道部の改良舗装工事や東町2号通改良舗装工事など整備を実施してまいります。

既存道路につきましても、緊急性と安全性を考慮しながら、路面や側溝等の維持補修と、道路付属物の更新等に努めてまいります。

また、省電力化対策として、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、道路照明のLED化を実施してまいります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理や更新を計画的かつ効率的に事業を推進するため、本年度は滝の川に架かる表橋と吉の川に架かる保育橋の改修工事を行い、次年度以降の改修に向けて計画的に進めてまいります。

地域公共交通につきましては、昨年度に策定いた

しました「地域公共交通計画」を推進し、交通・買い物弱者対策として、引き続き、乗合タクシーの実証運行を行い、令和6年度の本格運行に向け取り組んでまいります。

また、広域での公共交通につきましても、本年度に中空知地域公共交通計画を策定し、市民の通学・通院や買い物等、中空知における地域公共交通のあり方について、近隣市町とも連携し協議してまいります。

あわせて、根室本線対策協議会においても、構成市町村、JR北海道と連携し、鉄道の維持・存続に向け取り組むとともに、中央バスに対しましても、沿線市町と連携を図り、協力・支援のあり方について検討してまいります。

雪対策につきましては、局所的な暴風雪や大雪など不安定な気象状況ではありますが、冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めるとともに、除排雪作業や道路交通に支障がないよう、除雪マナーの啓発に努めてまいります。

私道につきましては、冬期間においても生活道路として利用されており、引き続き、通行の確保が必要な私道の除排雪を行ってまいります。

また、効率的な除排雪体制を維持するため、本年度は、小型ロータリー除雪車の更新を行うなど、計画的に雪寒機械の更新を行ってまいります。

防災体制の充実につきましては、地球温暖化が要因と考えられる気候変動により、ゲリラ豪雨や梅雨前線の停滞など短時間で局地的な大雨の発生件数が年々増加傾向にあります。

それらを踏まえ、自助・共助・公助が一体となり対応できるような防災体制づくりが重要となります。

災害時に備え、避難基準を含む防災に関する情報について、広報あかびら等を活用し、防災知識の普及・啓発の強化を図ってまいります。

あわせて、コロナ禍で延期となっておりました赤平市総合防災訓練も再開してまいります。

本市の防災情報である冬期の気象状況を把握するため、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、庁舎敷地内に降雪・積雪観測システムを設置してまいります。

(3) 活力に満ちた魅力あふれるまち

工業の振興につきましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰による売上の減少など、まちの経済に大きな影響を受け、市内企業に対し、これまで、切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

引き続き、国や道の支援策を踏まえ、事業の継続や雇用の確保のため工業振興に取り組んでまいります。

安定的な生産活動への支援につきましては、設備投資を行う企業に対し企業振興促進条例に基づく助成を行い、企業の育成と雇用の拡大に向けて支援してまいります。

また、中小企業融資制度を継続し、生産基盤の安定と経営体制の強化を図る支援を行ってまいります。

雇用の確保対策につきましては、企業情報ウェブサイトの実質や新規学卒者への合同企業説明会を開催するなど、求人・雇用情報の提供を進め、雇用支援体制の充実を図ってまいります。

「産業フェスティバル」や「産業振興人財育成事業」への助成につきましても、事業内容や時期を検討し、実施に向けて進めてまいります。

また、新規事業に取り組む、意欲的で前向きな中小企業をサポートするため、新製品の開発や新分野進出、販路拡大などを支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」を継続し、事業者に向けた支援をしてまいります。

商業の振興につきましては、物価高騰に対する支援の検討やスーパープレミアム付商品券発行助成などを継続し、市内の消費喚起と地域商業の活性化を図ってまいります。

新たに創業される事業者に対する支援として「起業支援補助金」、店舗の外装等を整備する事業者に

対して支援する「店舗整備魅力向上事業補助金」など制度の周知を図り、明るい魅力ある商店街づくりを推進してまいります。

地域商業を守るため、商工会議所や商店街振興対策協議会と連携し、商業の振興に向けた取り組みを進め、活力あるまちづくりを推進してまいります。

農林業の振興につきましては、農業生産基盤の充実として、担い手の高齢化や後継者不足、農地の遊休地化という課題に対し、営農を行う上で必要とされる技術等の取得に向けた研修や講習への参加、農業機械の免許取得、農産物の販路拡大に係る経費の一部助成を継続するとともに、農地がもつ多面的な機能が最大限発揮できるよう必要な支援を継続してまいります。

また、ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用したスマート農業について、引き続き関係機関と連携し、国の動向を見据え推進してまいります。

食ブランドの主力である農産物は「お米」であり、「売れる米づくり」をテーマに掲げ、環境に配慮した農薬の低減、土壌診断による肥料コストの低減を行ってまいります。

品質向上への支援につきましては、JAたきかわを含めた関係機関との協力体制をより深化させ、生産団体等が行う様々な事業に対し、積極的な支援を講じて農業経営の安定化を図ってまいります。

また、これまで、コロナ禍により開催されてこなかった様々なイベント等において、農産物や特産品のPRと販売を積極的に行い、「赤平産ブランド」の推進に努めてまいります。

計画的な森林整備の促進につきましては、「赤平市森林整備計画」を規範とした具体的な造林等の「森林経営計画」に従い、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止するなど、森林が持つ多面的・公益的機能の発揮に努めてまいります。

また、森林環境譲与税を活用した「木育推進事業」により、施設の遊具等を整備することで、幼少期から木材や木製品とふれ合い、豊かな心を育むことを目的に、親しみや木の文化を多くの市民へ広く周知

し、森林整備に関する理解を推進してまいります。

観光の振興につきましては、エルム高原の自然環境を活かして、ブームとなっているアウトドア観光をPRし、さらなるキャンパーの利用促進や、アウトドア未経験の方にも楽しんでいただけるよう、エルム高原家族旅行村やオートキャンプ場、コテージ「虹の山荘」などの魅力を幅広い層の方々にPRしてまいります。

「エルム高原温泉ゆったり」については、計画的な修繕を進め、施設の機能向上に努めるなど、今後も市民の憩いの場として健康増進はもとより、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

魅力あるイベントの推進につきましては、「あかびら火まつり」を中心にイベント開催に向け、支援してまいります。

観光PR活動の充実につきましては、「情報発信基地AKABIRAベース」において、赤平市の農産物や食料品、生產品とあわせて観光情報の発信などPRに努めてまいります。

今後も特産品の魅力を高め、各種イベントと連携を図りながら、引き続き多くの方に地元特産品の魅力を知っていただけるよう努めてまいります。

(4) とともに学び合い豊かな心を育むまち

学校教育の充実につきましては、中学生を対象とした数学・英語2教科を対象とする「公設学習塾」を継続し、タブレット端末などICT機器の整備も引き続き進め、学習意欲の向上と授業の充実並びに家庭学習の促進を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、生涯学習活動の充実を図り、交流センターみらいや東公民館、図書館を拠点とした生涯学習活動を進めているところですが、ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる多様な学習機会を提供してまいります。

社会教育施設の有効活用につきましては、安全・安心で快適に利用いただくため、施設の計画的な整備と維持管理に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきまして

は、市民の体力向上と健康増進に繋げるため、気軽に楽しめて参加できる体力づくりや各種大会等を実施してまいります。

また、各スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

芸術・歴史・文化の推進に関しましては、芸術文化活動の充実として、各種サークルや同好会による発表会などの発表機会の確保と芸術・文化活動の支援をしてまいります。

地域の歴史・文化・産業遺産の保存継承につきましては、歴史や文化を後世に伝えるため、炭鉱遺産をはじめとする文化財の保護・活用と史跡の継承に努めます。

また、市民に芸術・文化に触れていただく機会を提供し、芸術・文化鑑賞の充実を図ります。

旧住友赤平炭鉱立坑櫓など炭鉱遺産を構成文化財とする「炭鉄港」が文化庁の日本遺産に認定後、炭鉱遺産ガイド施設において道外や海外からも観光客や教育旅行団体等が訪れていることから、施設を有効に活用し炭鉱遺産の魅力をさらに深めてまいります。

(5) ふれあいと交流で創る協働のまち

市民参画の推進につきましては、コロナが5類感染症に移行され、団体等の活動が増えると予想されることから、市民の主体的活動が促進されるよう受入体制を整えてまいります。

地域の活性化を目的とする団体や人材育成を中心に活動する団体に対し助成する「まちづくり活動推進事業」、「まちづくり・人づくり事業」のPRに努めてまいります。

広報・広聴の推進につきましては、市民の声に耳を傾け、市民の視点で考え、情報共有に取り組み、協働のまちづくりを進めてまいります。

従来行っている「住民懇談会」や「こんばんは市長室」などのほかに、市長自らが町内会や各団体などに出向いて、役員会や少人数の集まりにも対応し、地域の困っていることなど市民皆様のお声に耳を傾

け、問題意識の共有に努めてまいります。

情報公開につきましても、透明性を持って広報・ホームページをはじめ、SNSも活用しながら、政策決定までのプロセスと協働のまちづくりを大切に発信してまいります。

健全な行財政の運営につきましては、事務作業効率化を図るため、定例的な業務を自動化できるRPAについて、一部運用を開始しておりますが、各課における業務の選定を行い、さらなる活用に努めてまいります。

公共施設等の総合的な管理の推進につきましては、「公共施設等総合管理計画」に基づき、各公共施設の管理・運営に努め、旧3小学校活用検討会議を中心に、茂尻・豊里・赤間の旧3小学校につきましても、透明性を持った情報提供に努め、市民の皆様とともに活用を検討してまいります。

「赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金」につきましては、ふるさと納税として全国の皆様から応援をいただき、寄附額も過去最高を更新しております。引き続き、市内事業者のご協力をいただきながら、地元特産品の消費拡大と産業の活性化を促進するとともに、本市のまちづくりへの貴重な財源として有効活用を図ってまいります。

また、「あかびら創生寄附金」につきましては、企業の皆様から選ばれる「まちの取り組み」の実施となるよう内容の充実を図り、「企業版ふるさと納税」を推進し、財源の確保を図ってまいります。

III むすび

以上、今後4年間わたくしの所信と令和5年度における市政執行について申し上げましたが、「思いやりと助け合い共生のまちづくり」を市民の皆様とともに進めてまいります。

中国、春秋時代の思想家である孔子は、「用を節して人を愛す」と述べています。すなわち、費用を節約して、住民をいつくしまなければいけないということです。

私は、「ほとんど困ったという市民を一人でも少なくしたい」、そして「暮らしに身近な政策を最優

先に実行する」というこれまでの方針を堅持し、揺るぎない決意をもって市政の執行に取り組んでまいります。

市議会議員各位、並びに市民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 I はじめに 令和5年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

学校教育につきましては、中期的な展望に立って、教育施策を総合的かつ計画的に推進するための赤平市学校教育計画に基づき、本市における教育課題の解決と地域社会との連携の実現に向けて、教育の方針を示し、取り組んでまいります。

社会教育につきましては、第6次赤平市社会教育中期計画に基づき、令和5年度においても、乳幼児、青少年、成人、高齢者の教育、芸術・文化、文化財、スポーツの振興と社会教育の基盤整備を図ってまいります。

また、市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供し、学習成果や経験等が広く活かされる場を通して、市民一人一人の生きがいに努めるとともに、市民の主体的な学びと生涯学習活動に対する支援を通して、持続可能な生涯学習社会の実現に努めてまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に教育行政を推進する上で、特に重点として設定した取組について申し上げます。

II 学校教育の推進

1 将来に生きて働く学びの充実

1点目は、学びの充実についてです。

これからの時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を子供たちに育むためには、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善と家庭学習習慣

の定着が非常に重要と考えております。

授業改善については、道教委の指導主事による指導訪問において、引き続き各学校の研修を指導してまいります。

また、学習内容の定着については、家庭学習の役割が非常に大きく、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を向上させるためには、家庭学習習慣を改善する必要があると考えます。

そのため、小学校、中学校ともに、学校での学びの復習が家庭学習での実行に移されている状況や、赤平市として設定した家庭学習の時間的な目安がどの程度達成できているかについて、教育委員会としても定期的な把握に努め、学校と家庭が連携して家庭学習習慣の改善を進めたいと考えております。

次に、ICT機器の効果的な活用についてです。

子供たちが、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を育むため、授業改善を優先して進めるとともに、AIドリルを導入したタブレットによる授業や家庭学習の効果的な活用について、道教委の指導主事による指導訪問や教員の研修会参加奨励等により、各学校を指導してまいります。

次に、特別支援教育・通級指導の充実についてです。

本市では、平成27年度より通級指導が開始されていますが、困り感を抱える子供たちは年々増加しており、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるための特別支援学級や通級指導教室の役割は、ますます重要になっています。

特別支援学級では、子供の能力に応じて、特別の教育課程で学習し、健康な体づくりや基本的な生活習慣を身に付ける自立活動の授業を時間割に位置付けて行っております。

通級指導教室では、児童生徒に合わせた個別の指導を行っており、通っている子供は通常の学級に籍を置いているため、学校生活のほとんどは通常の学級にいて、必要に応じて通級指導教室で学習しております。

令和5年度についても、特別支援学級は小中学校

で複数学級が設置され、通級指導教室は赤平小学校に設置されておりますが、指導体制の工夫・充実に努めてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

1点目は、読書習慣の質の向上についてです。

本市においては、各学校とも読書の時間を日課表に位置付け、本に親しむ機会を保障しています。良い本や好きな本との出会いが、学校以外でも読書に親しむことにつながることを期待しております。

学習の基盤は国語にあるといわれますが、算数・数学においても文章問題を数式にする力など、言語活動の力を向上させるために効果的なのは、読書習慣の充実にあると考えております。関係団体と連携を深めて、読書活動が活性化するよう努めてまいります。

次に、不登校傾向の児童生徒への対応についてです。

不登校傾向児童生徒の支援にあたっては、子供同士の良好な人間関係や子供と教員との信頼関係の構築により、すべての子供にとって安心感と充実感を送ることができる環境を提供し、継続させることが重要です。しかしながら、子供たちを取り巻く環境の影響で、不登校傾向が進行する人数が、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向が見られます。

そのため、各学校では不登校傾向を早期にとらえ、段階的な解消に向けてきめ細かな対応に努めています。教育委員会としても、不登校傾向への対応策として、令和4年度に設置した教育支援室を継続してまいります。

教育支援室では、不登校の子供や不登校傾向にある子供の学校生活への復帰支援や学びの保障を目的に、子供が在籍する学校と連携を取りながら、個別相談や教科書・ドリルを用いた指導を行ってまいります。

次に、いじめの未然防止についてです。

赤平市いじめ防止基本方針に位置付けられているとおり、望ましい人間関係の醸成に関する教育活動

を充実させ、いじめアンケート等による早期発見、いじめの未然防止につなげることが、その基本と考えています。

そのことを踏まえ、いじめを認知する状況になった場合には、子供に寄り添ったきめ細やかな指導を迅速に行い、いじめの解決に向けて組織的な対応を進めてまいります。

今後についても、望ましい人間関係の醸成等、いじめの未然防止を組織的に進めることができるよう、各学校及び関係機関と連携を深め、指導の充実を図ってまいります。

次に、望ましい生活リズム習慣の確立についてです。

子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和の取れた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかしながら、基本的な生活習慣が乱れている実態が散見されることから、各学校では、生活リズムチェック等の取組により、生活習慣の課題の発見に努めています。

本市においては、スマートフォン等の長時間使用が課題となっており、道教委及びPTAと連携しながら、家庭における生活習慣の改善に向けた働きかけを継続してまいります。

3 学びを支える教育環境の充実

1点目は、授業以外の学習機会の設定と学習意欲の向上についてです。

6年目を迎える英語検定に対する費用補助については、検定への挑戦を契機に次の級へ挑戦する姿が増える等、一定の成果が認められることから、この支援を継続してまいります。

また、同じく6年目を迎える公設塾ですが、自ら学ぶ中学生を支援するため、数学・英語の2教科を開設し、家庭での学習に対する意欲や関心が高まるように工夫してまいります。

なお、本年度より漢字検定の代わりにA I漢字ドリルを導入することで、漢字検定を受検していた子供だけでなく、本市の子供全員が学習することができるようになります。今後は、A I漢字ドリルを導

入した成果を検証し、より効果的な指導方法を研究してまいります。

次に、小中連携による9年間の効果的指導についてです。

本市では、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業スタイルや読書活動の時間の設定など、小中学校での統一した教育活動を進めております。さらに、小中学校の9年間を見通した教育活動を充実させるためには、それぞれの学校における教育活動の成果の積み重ねを確実に進める中で、小中学校で連携した教育活動を深化させるための教職員の交流が必要であります。

各学校の学校教育目標で示されている目指す姿の評価を繰り返しながら、学校と連携を深め、道教委の指導主事の派遣を通して、小中学校の9年間を見通した効果的な教育活動の展開に近づくための指導を進めてまいります。

次に、校務支援システムの活用による学校の働き方改革の推進についてです。

本市では、教職員の長時間勤務への改善策の一つとして、赤平市立学校における業務改善計画に基づき、校務支援システムを活用しております。

学校内における児童生徒の個人ファイル共有、学校間や関係機関との連絡、教職員の出退勤管理等に活用している校務支援システムが、教員の超過勤務の縮減に早く結びつくよう、教え合う体制づくり及び外部講師による研修を整え、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備の一つとして、有効活用を進めてまいります。

4 信頼される学校づくりと地域連携の充実

1点目は、コミュニティ・スクールの推進についてです。

本市のコミュニティ・スクールは、全市の規模で、学校と保護者や地域の代表の皆さまがともに知恵を出し合い、意見を反映させることで、子供たちの豊かな成長を支える仕組みとなっております。

小学校1校、中学校1校となったことで、コミュニティ・スクールにおいて、各学校の成果と課題が

より明確に把握されるようになりました。各学校の教育活動を評価することで地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、部活動の地域移行への推進についてです。

文部科学省は、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して、部活動を学校単位から地域単位の取組とするとの考えを提示しました。本市といたしましても、望ましい部活動の地域移行について、ガイドラインを基に関係機関と連携を図りながら、調査・研究を進めてまいります。

III 社会教育の推進

1 ともに学び合い豊かな心を育む社会教育の推進

1点目は、青少年教育についてです。

青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに穏やかに成長させるために青少年健全育成事業を実施してまいります。その中で、集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成を目的のために実施しております「ふるさと少年教室」を引き続き行ってまいります。

また、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、子供たちを非行やいじめ、不登校、児童虐待等のさまざまな問題から守るため、青少年センターが行っております登下校時のパトロールを継続していくとともに、学校や警察等の関係機関との情報共有と連携を密にして、問題が発生した際に迅速な対応ができるように努めてまいります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいにつきましては、各種講座や教室、サークル活動などを通じて、学びあい、教えあい、交流を深める場として、幅広い年齢層の方々に利用されております。

今後も市民相互の交流や文化活動の充実につながるよう利用促進に努め、市民団体並びに関係機関等と連携を図りながら、引き続き、生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、図書館と読書活動についてです。

市民に親しまれる図書館を目指し、令和5年度においても、幼児に絵本を渡す「ブックスタート事業」、家族みんなで好きな本を読んで読んだ本について話す「家読（うちどく）」、除籍本を無償で提供する「古本フェスタ」、文京生活館や小学校へ図書館の蔵書の一部を持ち運ぶ「移動図書館」等、幅広い年齢層に対する事業を継続してまいります。

また、広報の図書館だよりにも毎月のおすすめ図書を掲載し、ホームページにも新着図書や貸出しと予約のランキングなどを掲載しながら、図書館の蔵書に係る情報提供を行ってまいります。

今後も市民のための図書館づくりを目指し、利用者サービスに努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

文化協会をはじめとする文化団体の活動の支援に努めながら、連携を図ってまいります。

また、文化協会を中心とした各種サークルや同好会により、毎年、市民総合文化祭をはじめ、発表会や展示会、研修会など、自主的な芸術・文化活動が行われておりますことから、これからも発表機会の確保と鑑賞及び体験できる事業の支援を行ってまいります。

芸術・文化鑑賞機会の充実につきましては、今年度、音楽鑑賞会を実施して芸術・文化に触れてもらう機会を設けることにより、芸術・文化に対する関心の拡充につなげてまいります。

文化財保護に関しましては、文化財は、歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものでありますので、引き続き歴史資料の収集保存に努め、文化財を後世に伝えていくために保護し、地域の郷土史を学習する機会の提供に努めてまいります。

次に、体育・スポーツについてです。

市民の皆さまがスポーツを通して健康で豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツ社会の実現を目指すため、健康づくり、体力づくりをはじめ、年齢、体力、技術に応じた多様なスポーツや、レクリエーション活動を支援してまいります。

また、スポーツ活動は、市民の皆さまが心身ともに健康で楽しく充実した生活を送るために大きな役割を担っており、生涯にわたって親しまれることから、市民の皆さまが気軽に楽しめて参加できる体力づくりやスポーツの各種大会等を行ってまいります。

各スポーツ施設につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

今後も市民の体力の向上及び健康増進等につながるよう、北翔大学やスポーツ協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体等との連携・協力により、スポーツに触れ合う機会の拡充に努めてまいります。

次に、地域学校協働本部についてです。

地域学校協働本部につきましては、社会教育委員が構成メンバーとなって活動を行っているところであります。

主な活動としましては、学校の要請に基づく地域人材による講師派遣など、学校支援活動や赤平小学校の施設内で行われております放課後子供教室において、地域人材の活用等により、走り方教室や軽スポーツ体験、読み聞かせ、歴史学習、卓球教室などを実施しているところであります。

今後も地域学校協働本部を中心に学校と地域をつなぎ、連携を図りながら活動を行うことにより、子供たちが心豊かで穏やかに育まれていくよう、活動を行ってまいります。

IV むすび

以上、令和5年度の赤平市教育行政執行方針を申し述べました。

令和2年度から4年度まで、本市の学校教育・社会教育を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校における様々な教育活動の制限や社会教育施設の利用制限を余儀なくされてきましたが、今年度からは通常時にもどりつつあると認識しております。

今後も市長部局と連携を図りながら、少子化・人口減少対策などの様々な施策を実施し、また、公教

育としての水準を維持・向上させるとともに、地域住民による生涯学習活動を通して社会的なつながりを増す良き地域づくりの好循環を期待し、本市の教育振興のため、一層の充実に努めてまいりますので、議会をはじめ、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第6 議案第5号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第5号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、今般これから施行日を迎える部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、森林環境税の課税に係るもの、個人市民税の申告を一部簡略化するもの、軽自動車税の特定小型原動機付自転車の種別割に係るもの及び自動車メーカーの不正防止のための環境性能割と種別割の加算率の改正に係るもので、これらと併せ地方税法の改正に伴う参照部分の字句の整理などを行うもので、令和5年7月1日から施行するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号につい

ては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第7 議案第6号赤平市高等学校等通学費等支援条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第6号赤平市高等学校等通学費等支援条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

高等学校等に就学している生徒の通学費等の一部を助成するための支援金として制定されました本条例につきまして、今般保護者負担のさらなる軽減のため、高校生等1人につき月額7,000円の支援金を月額1万円に増額するべく所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○8番（北市勲君） ただいま議案第6号について説明がございました。保護者の負担の軽減を図ると、こういうことで非常に前向きな考えで結構なのですが、今回支援額を1万円にした根拠というものを説明していただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今の高等学校等通学費等支援条例の月額、今までは7,000円ということでございます。これを今般月額1万円ということでございます。今ご質問にありましたのは、1万円にした根拠ということでございましたけれども、これまでも7,000円にした根拠というところも、前回の改正で、その前がたしか月額5,000円だったというふうに思います。5,000円から7,000円に引き上げたのはどういうことなのか、また5,000円がどうだったのかということもあろうかというふうに思います。市内には、かつては高等学校ございましたけれども、最後の高校

となった赤平高校も残念ながら閉校というふうになってしましまして、高校生等、ほかの学校に通っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、近隣の市町へ通学せざるを得ないといった状況にあるかというふうに思います。7,000円、それから1万円にした根拠でございますけれども、JR等でもし通ったといったときに赤平から滝川ですと約8,000円ぐらいだと思います。ちょっと細かい数字申し上げられなくて恐縮なのですが、8,000円ぐらいだというふうに思います。ただ、中には中央バスで通っている生徒さんもいらっしゃると思います。また、近隣ではないところに通っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、高等学校等というふうに規定されておりますけれども、通学費等をそのまま支援できればいいのですけれども、また違う条件のお子さんもいらっしゃいますので、今申しあげましたJRですと8,000円、そして中央バスですとたしか倍ぐらい、赤平から滝川で1万6,000円ぐらいだというふうに思います。こういったところでどこで区切りをつけるかという議論もあろうかというふうに思いますけれども、これまで7,000円の支給額でございました。1万円に、どうしてそこになったのかという例えば計算上の根拠とかというものは今持ち合わせてございませんけれども、負担をできるだけ少なくするという趣旨でございます。ですので、もっと実際にはご負担をいただいているご家庭もあるというふうに思います。赤平から砂川というふうになりますと、またさらに高くなっていると思います。また、平岸から滝川とか砂川とかになるとかなりの金額になってくると思うのですけれども、5,000円から7,000円に前回引き上げたところ、それから7,000円から今回の1万円というのも3,000円のアップですけれども、計算的な根拠はございませんけれども、できる限りの各家庭の負担を軽減してまいりたいという趣旨で1万円というふうに設定させていただきました。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、御家瀬議員、安藤議員、渡部議員、北市議員、若山議員、伊藤議員、木村議員、丸山議員、今野議員、以上9名を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第8 議案第7号赤平市学校給食費の管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第7号赤平市学校給食費の管理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子育て支援策のさらなる強化を図ることを目的として、給食費に対する助成をほかに受けている保護者を除き、児童または生徒の保護者が負担する学校給食費は徴収しないこととするため、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） ただいまの提案説明で附則において令和5年4月1日から適用するとなっております

ます。ほかの自治体でも統一地方選挙後に同様の改正がされているところがありますが、2学期から適用するということもあります。遡及することで事務作業が煩雑になることも懸念されますが、それでも遡及することとした理由を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 4月に遡及をして給食費の無償化を行うこととした理由ということで、今議員ご指摘のとおり今後早急に実施するという自治体もあるかと思いますが。そのように実際やっている自治体もあると思うのですけれども、遡及せずに実施するという方法もございますけれども、私考えていたのは子育てには非常に多額の家庭的にも経済的な負担を伴うものであるというふうに思っております。憲法の中でも義務教育は無償とするというふうには規定されているのですけれども、実際には各家庭でちょっと表現あれですけれども、隠れた教育費というのは非常に多額になっているというふうに思っております。例えばスキー授業ですとか、あとは制服ですとか、上靴もそうです。また、修学旅行の費用も各家庭でかなりの額になっているかと思えます。中学校ですと7万5,000円の費用を一括で準備しなければならぬということもございますので、そういったことも鑑みますと、今年度これからという方法もございませぬけれども、また事務作業も煩雑になる、今もう6月ですから、4月と5月分の学校給食費、小学校ですと5,000円、それから中学校ですと月額6,000円納めていると思うのですけれども、2か月も経過しましたので、その分を還付しなければいけないという作業が発生しますが、今申し上げましたところを鑑みますと、事務作業的には煩雑なところありますけれども、子育て世帯の皆様方にとっては貴重なお金になってくるというふうに思います。これも先ほどもお話にありましたけれども、各家庭の負担をできるだけ少なくしたいということから、遡及して4月からの適用としたところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（竹村恵一君） 日程第9 議案第8号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第8号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の算出項目につきましては、標準基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されております。今般国民健康保険法施行令の一部を改正する政令と地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されましたことにより、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたところであります。国民健康保険運営協議会におきまして、各項目で収支均衡を図ること、適正な応能応益の負担割合となること、被保険者の負担軽減を目的といたしまして、項目ごとの保険税率や保険税額につきましてご審議をいただき、合意を得られたことから、所要の改正を行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免の適用を令和4年度末までに加入した被保険者等に適用すると改正されたことから、併せて所要の改正を行う

ものであります。

なお、改正附則として、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するもので、改正後の赤平市国民健康保険条例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については従前の例によるなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第10 議案第9号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第9号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

厚生労働省老健局介護保険計画課の通知によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の減免は令和4年度で終了となりましたが、令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免が考えられることから、所要の改正を行うもので、公布日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第11 議案第10号財産の取得についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、渡部議員の退席を求めます。

（渡部議員退席）

○議長（竹村恵一君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第10号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在使用しております小型ロータリー除雪車は、歩道除雪を主な作業として稼働しており、安全な冬道の通行を確保するため平成13年度に購入したものでありますが、老朽化も進み、修理に係る費用が増大しております。また、部品の安定供給年数も経過し、修理や整備における部品調達も困難となるため、今般更新するものであります。

なお、更新する小型ロータリー除雪車につきましては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律による基準に適合したものを購入するものでございまして、市内6業者を指名し、5月22日に入札を執行したところでございます。

このたび財産を取得するに当たり、予定価格が2,000万円以上でありますことから、赤平市公有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

記といたしまして、1、取得財産、小型ロータリー除雪車。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、金2,651万円。

4、契約の相手方、赤平市東文京町1丁目1番地、植栄興業株式会社代表取締役、植村正義。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところでございまして、納期につま

しては令和6年3月29日と定めたところであり
ます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほど
よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第10号については、会議規則第36条第3項の
規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、委員会の付託を
省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

（渡部議員入場）

○議長（竹村恵一君） 日程第12 議案第11号市道
の廃止についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第11号市道の
廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げま
す。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきま
して、市道廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりま

すが、当該路線については周辺地域における土地利
用上の変化等により市道の廃止をするものでありま
す。

整理番号61、路線名、赤平工業団地2号線、起点、
共和町209番5地先、終点、共和町209番9地先、幅
員21.0メートルから14.5メートル、延長181.8メー
トルであります。

以上、1路線につきましてご提案申し上げますの
で、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第11号については、会議規則第36条第3項の
規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、委員会の付託を
省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 0時02分 休 憩）

（午後 1時00分 再 開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第13 議案第12号令和5年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第12号令和5年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ2億7,292万6,000円を追加し、予算の総額を105億1,140万3,000円とし、第2条で地方債の変更を定めるものであります。

議案書2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきましては、道路整備や公的住宅改善等普通建設事業の歳出予算計上に伴い、記載のとおり限度額を変更するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2款1項14目市民生活費615万8,000円の増額は、既存する町内会館のうち町内会自らが所有している町内会館を除却する際の負担軽減を図るため、町内会に対し除却費用を補助する町内会館解体事業補助金を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費132万9,000円の増額は、雪害による寿の家の修繕の依頼が増加したことにより修繕料108万7,000円の増額、同じく寿の家のストーブの更新に係る備品購入費24万2,000円を計上するものであります。

同じく8目非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業費8,887万6,000円の計上は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯への支援として世帯の全員が住民税非課税となる世帯には1世帯当たり3万円、世帯の全員が住民税均等割のみ課税もしくは非課税となる世帯には1世帯当たり1万8,000円を給付する物価高騰重点支援給付事業を実施するものであります。住民税非課税世帯分の事業費及び事務費の合計は8,150万3,000円、住民税均等割のみ課税世帯分の事業費及び事務

費の合計は737万3,000円をそれぞれ計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。なお、住民税均等割のみ課税世帯への支援につきましては市独自の事業であり、北海道より1世帯当たり1万2,000円の給付が別途行われることから、市と道合わせて3万円の給付となることを申し添えます。

10ページをお願いいたします。同じく3項1目生活保護費250万6,000円の増額は、令和5年度的生活保護基準等の見直しに伴う生活保護システム改修業務委託料を増額するもので、国庫支出金125万2,000円が充当されます。

12ページをお願いいたします。4款1項2目生活習慣病予防費68万5,000円の増額は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る住民健康管理システム改修委託料を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

同じく3目感染症予防費3,253万6,000円の増額は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用及び関連する経費を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

同じく7目住友地区共同浴場費860万円の増額は、経年劣化により水漏れが生じている女性用の浴槽及びろ過器を修繕するための修繕料を増額するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく2項3目し尿処理費636万4,000円の増額は、し尿貯留施設の貯留槽の経年劣化が認められることから、施設の健全度を調査するための貯留施設保全検討業務委託料533万5,000円と調査の実施に伴い必要となる貯留槽清掃業務委託料102万9,000円を計上するものであります。

16ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費156万円の増額は、豊かな森づくり推進に対する道補助金の交付額の確定に伴い、森林所有者の植林を支援する豊かな森づくり推進事業補助金を増額するもので、道支出金96万円が充当されます。

18ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費35万4,000円の増額は、企業誘致に関する先

進事例を視察するため、静岡及び福岡方面の旅費を増額するものであります。

20ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費945万4,000円の増額は、経年劣化による除雪用車両の修繕料343万2,000円、自動車損害保険料2万2,000円を増額するほか、降雪積雪観測システムを設置する工事請負費600万円を計上するもので、工事請負費につきましては全額緊急自然災害防止対策事業債が充当されます。

同じく4目道路新設改良費3,300万円の増額は、東文2条通改良舗装事業及び朝陽台ロードヒーティング更新事業の実施設計委託料1,600万円、昭和1号小路改良舗装の工事請負費1,700万円を計上するもので、道路整備事業債1,530万円、過疎対策事業債1,600万円が充当されます。

22ページをお願いいたします。同じく5項2目地域住宅建設費6,280万円の増額は、緑ヶ丘第一団地3号棟4戸を子育て世帯向け住宅に整備する工事請負費を計上するもので、国庫支出金2,669万円、公営住宅整備事業債2,660万円が充当されます。

24ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費700万円の増額は、送迎用のスクールバスに設置する園児及び児童の置き去りを防止する装置を購入するための備品購入費88万円の計上のほか、市外の高等学校等への通学費用の負担軽減を図るため通学等助成費を現行の1人当たり月額7,000円から1万円に増額するため不足分612万円を増額するもので、道支金52万6,000円、あかびらガンバレ応援基金繰入金647万4,000円が充当されます。

26ページをお願いいたします。同じく5項1目社会教育総務費772万2,000円の増額は、旧住友赤平炭鉱立坑やぐらの価値について評価、調査する委託料331万1,000円、立坑やぐらの雨水排水設備を更新する工事請負費441万1,000円を計上するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金が充当されます。

28ページをお願いいたします。同じく6項2目総合体育館費398万2,000円の増額は、経年劣化による移動式ステージを更新する備品購入費及び処分費用

を計上するもので、あかびらガンバレ応援基金繰入金391万9,000円が充当されます。

30ページをお願いいたします。同じく7項1目学校給食センター費の財源補正は、給食費の無償化を実施するため歳入の学校給食費徴収金を減額し、代わりの財源としてあかびらガンバレ応援基金繰入金を同額計上するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金8,887万6,000円の計上は、令和4年度措置分の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金のうち一部を計上するものであります。

19款1項1目繰越金3,938万6,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

以上、議案第12号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○8番（北市勲君） ただいま補正予算について説明いただきました。非常に早口で説明されたので、記載にちょっと困ったのですが、できることならもう少しゆっくり説明していただきたいと思っています。

それで、何点かお聞きしますが、まず7ページの市民生活費の町内会館解体事業補助金ですが、これは町内会所有の生活館、こういうのは今後事例として出ることがあるのかなのか、もしあったとすれば解体事業の補助費、この率を幾らにしているのか、それを含めて教えていただきたいと思います。

その次に、9ページの老人福祉費の高齢者の支援の充実で寿の家のストーブやら修理やるということなのですが、これはどこの寿の家なのかも含めて寿の家の数も教えていただきたいと思います。

それから次、19ページの商工振興費、企業誘致と

ということで静岡、福岡方面に旅費の申請しておりますけれども、これについて何かめどがあるのかわからないのかも含めて教えていただきたいと思います。

次、24ページの教育費、通学等の助成の件ですが、生徒数はこの金額でいわせれば60人ぐらいという形で見ていると思うのですが、612万ですが、この辺の内訳も教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町内会館解体事業補助金についてなのですけれども、今後あるのかということで、現在4町内会が町内会で保有している施設がございます。今回のやつを含めて今後もそういうような申出があれば、解体のほうを補助していかなければならないと思っております。

また、単価のほうということのご質問だと思うのですが、床面積掛ける解体費用1万3,500円ぐらいで単価を計算させてもらったところです。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 老人クラブの場所ということで、まずこのたび若木町の老人クラブ、その煙突がちょっと破損、老朽化による屋根破損してしまいまして、そこがすが漏りしたことによって屋根の緊急修繕、併せてストーブにつきましては茂尻新町の老人クラブになります。

大変申し訳なかったのですが、老人クラブの数ということは現在持ち合わせておりませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 旅費についてのめどは立っているかということでございますが、先ほど提案説明で申し上げた静岡と、あと福岡関係ということで、九州地方ですので、特に福岡、北九

州市ともに企業誘致に力を入れておりまして、充実した補助メニュー等により人口増加につながっているという事例がございます。特に福岡においては、若者の比率が高く、ホームページ等につきましても人気ゲームを模したつくりになっており、若者を呼ぶ工夫も参考にしたいなというふうに考えております。また、北九州等につきましてですが、コロナ禍においても注目されておりましたが、BCP対策としてサテライトオフィス推進事業を実施されたり活用されたりという事案がありましたので、それも参考にということで見てきたいなというふうに思っております。また、静岡につきましては、今年赤平の赤平製紙株式会社がエリエールペーパーというところと合併をした経緯がありまして、その本社がございまして、当市のふるさと納税につきましても7割以上がエリエールペーパーの製品だということもございまして、今後の事業展開のお願いについても行ってきたいなというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 24ページの通学等助成費の人数というご質問だったと思います。今回7,000円を1万円にするということで、1人当たり月3,000円アップします。それ掛ける12か月、年間3万6,000円掛ける170人でという積算になっております。よろしくお願いたします。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございました。もう一度確認だけしたいのですが、先ほどの市民生活費のところの町内会館解体助成費の助成率、申し訳ない、もう一回確認させてください。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 単価のほうなのですけれども、床面積掛ける……補助率ですね。申し訳ございません。補助率につきましては100%でございます。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（竹村恵一君） 日程第14 議案第13号赤平市農業委員会委員の任命についてから日程第24 議案第23号赤平市農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第13号から第23号までの赤平市農業委員会委員の任命につきまして、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期につきましては、全ての委員が本年7月19日で任期満了を迎えることから、議案第13号から第23号までの11名を農業に関し識見を有する方といたしまして新たな農業委員として任命いたしたいと存じますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議案第13号、氏名、伊藤修、生年月日、昭和35年6月3日、現住所、芦別市南1条東1丁目4番地の5。

続きまして、議案第14号、氏名、元島康裕、生年月日、昭和58年3月1日、現住所、赤平市共和町131番地5。

続きまして、議案第15号、氏名、中西幸一、生年月日、昭和32年8月2日、現住所、赤平市住吉町352番地。

続きまして、議案第16号、氏名、池松洋一、生年月日、昭和30年3月12日、現住所、赤平市平岸新光町6丁目27番地。

続きまして、議案第17号、氏名、渡部芳己、生年月日、昭和24年4月16日、現住所、赤平市西文京町2丁目1番地21。

続きまして、議案第18号、氏名、吉本政史、生年月日、昭和43年12月13日、現住所、赤平市幌岡町71番地。

続きまして、議案第19号、氏名、堀口禎、生年月日、昭和59年2月18日、現住所、赤平市西文京町4丁目2番地。

続きまして、議案第20号、氏名、浮田直利、生年月日、昭和47年10月18日、現住所、赤平市共和町220番地40。

続きまして、議案第21号、氏名、河崎寿朗、生年月日、昭和42年12月15日、現住所、赤平市住吉町325番地4。

続きまして、議案第22号、氏名、菅井星秋、生年月日、昭和55年11月16日、現住所、赤平市幌岡町5番地。

続きまして、議案第23号、氏名、高橋ノリ子、生年月日、昭和20年2月16日、現住所、赤平市幸町2丁目53番地。

以上11名のご提案でございます。

また、経歴につきましては、おのおの別添参考資料のとおりでございます。

なお、農業委員会委員の任命につきましては、本年7月20日から令和8年7月19日までとなります。

以上、議案第13号から第23号につきまして、赤平市農業委員会委員として適任と考えますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号から第23号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から第23号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号から第23号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(竹村恵一君) 日程第25 報告第3号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(永川郁郎君) [登壇] 報告第3号株式会社赤平振興公社の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

第41期事業年度(令和4年度)株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告書並びに株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年は5月26日に定時株主総会を開催をしております。そのほかについては、記載のとおりであります。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1の保養センター事業につきまして、令和4年度の入館者数は10万1,896人と前年度よりも1万2,767人増加いたしました。令和3年度は、71日間の緊急事態宣言発令と54日間のまん延防止等重点措置発令があり、各部門の営業に大きく影響したところ

であります。令和4年度におきましては感染防止対策緩和の措置もあり、ボイラー配管などの修繕による5日間の休館以外は営業することができ、外出の機運も上がり、入館者が大きく増加に転じたところでもあります。また、レストランにつきましてもオールあかびら!たすけ愛商品券やグルメキャンペーン、スタンプカードキャンペーンなどにより売上げが伸びたところでもあります。

次に、2のケビン村事業につきましては、休業日がなく365日間営業をいたしました。前年度と比較し143棟の利用棟数増となりました。貸し別荘感覚でほかの人との接触が極めて少なく過ごせることができるとして増加に転じたと考えております。

次に、3のエルム高原施設管理事業につきましては、家族旅行村、オートキャンプ場を中心としたエルム高原の管理、エルム高原に隣接するエルムの森並びにほろおか交流センター周辺の管理を赤平市から受託し、保養センターやケビン村と連携を図りながら効率的な運営に努めてきたところでもあります。家族旅行村につきましては、令和3年度は緊急事態宣言により71日間閉鎖いたしました。令和4年度は365日無休で営業することができ、有料利用者数で597人の増となったところでもあります。オートキャンプ場につきましても令和3年度は94日間の営業日数に対し、令和4年度は165日間の営業となり、利用者数で415人、利用サイト数で92件の増となったところでもあります。コロナ禍においてもキャンプはむしろ屋外ということで人気は継続しているところであり、また各種イベントを誘致したことにより利用客の増加にもつながったものと考えております。

次に、3ページの4のじん芥収集運搬事業は、赤平市から委託されている家庭一般ごみ、資源ごみの収集運搬業務を行っております。収集量は、前年度に比べ一般ごみが24.65トンの増加、資源ごみは3.78トンの増加、全体で約28.43トン増加となったところであり、コロナ禍が複数年続いたことにより外出を控え、片づけや引っ越し等による可燃ごみや粗大ごみの増加が目立つところでもあります。

次に、5の住友地区共同浴場事業ですが、令和3年度から営業日を週4日とし、令和4年度の年間営業日は209日間であり、利用人数も2万4,187人と前年度より2,820人の減少となりました。毎年利用者人数は減少傾向にあり、住友地区における高齢化や人口減少が要因であると考えております。

次に、4ページの6の公園等管理事業であります。市内高齢者に雇用の場を提供することを目的に平成28年度より始めた事業であり、赤平市が所有する公園の常駐管理、市営住宅跡地、分譲地などの管理、児童公園などの市民の方が多く集まる場所の草刈りや清掃を受託し、清潔かつ健全に管理したところであります。

次に、5ページの第41期事業年度、令和5年3月31日現在の貸借対照表について説明をいたします。初めに、資産の部の流動資産ですが、現金、普通預金及び定期預金並びに売掛金、未収金、さらに商品等のあり高を合わせますと流動資産は5,617万5,116円となっております。なお、未収金につきましては、赤平市から支払われる3月分の委託料となっております。また、固定資産につきましては、令和3年度購入いたしましたプレハブ等の建物、備品として購入のロッカーを含めまして自社の資産合計額514万7,284円であり、資産の部の合計は6,132万2,400円となっております。

次に、負債の部の流動負債につきましては、買掛金、未払い金及び預り金、さらに確定した法人税等と消費税の未払い分を合わせますと2,469万1,902円となっております。未払い金は、給料を含めた3月分の会社経費であります。

また、純資産の部の株主資本につきましては、資本金、剰余金等合わせますと3,663万498円となりまして、負債・純資産の部の合計は資産の部合計と同額の6,132万2,400円となったところであります。

次に、6ページの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの損益計算書について説明させていただきます。営業損益につきましては、利用料、飲食売上げの販売売上収益に指定管理料と赤平市からの

受託事業収入を合わせた売上高は1億7,594万9,006円となりました。その金額から売店や厨房の売上原価1,173万4,691円を差し引き、売上総利益は1億6,421万4,315円となり、さらに人件費を含む会社経費である販売費、一般管理費、1億6,037万6,500円を差し引き、営業利益は383万7,815円となりました。

次に、営業外損益の部の営業外収益29万4,951円を加算し、経常利益は413万2,766円となりました。この決算に当たり、法人税、法人住民税等を105万5,293円計上し、当期利益を307万7,473円とするものであります。この結果、前期繰越利益と合わせて2,282万2,498円を未処分利益として次期に繰り越すものであります。

次に、7ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。資本金1,265万円に資本準備金125万8,000円と前年度における繰越剰余金1,974万5,025円を加算し、自己資本を差し引き、令和4年度剰余金を加算した合計3,663万498円が現在の純資産額となります。そのうち次年度へ繰り越す剰余金は、下段のとおり損益計算書で計上した2,282万2,498円となります。

次に、8ページの結びでございますが、第41期事業年度は当初コロナ禍が長引くことを懸念しておりましたが、休業日がなかったことや外出機運の上昇もあり、保養センターをはじめエルム高原への来客数が大きく増加いたしました。少人数で従業員も危機感を持ち、日々経費節約に努力をしております。公園等管理業務を例年どおり遂行することができましたことから、最終的には純利益を計上することができました。今後におきましても市内外の情勢や景気動向を注視し、一層の効率的な事業の執行に努めてまいります。

なお、別冊子の決算に関する資料を添付をしておりますので、ご確認をいただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第3号については、報告済みといたします。

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査のため、明日16日から21日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日16日から21日までの6日間休会することに決しました。

○議長（竹村恵一君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に安藤議員、副委員長に丸山議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時39分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)